

「猛暑時間の施工回避制度」 Q & A

Q 1 この制度は必ず適用しなければならないのでしょうか。

A 1 本制度は受注者の希望により選択できるものです。現場の状況や作業員の意向、周辺環境を確認した上で、適用を希望する場合、初回打合せ時に打合せ簿を提出してください。

Q 2 対象期間内であれば、涼しい日であってもこの制度（休憩時間の追加等）を適用しなければなりませんか？

A 2 本制度は、初回打合せ時に選択した作業パターンを原則として工期中継続して適用することを前提としています。日々の気温に応じて変更するものではありませんのでご注意ください。

Q 3 作業開始を午前 6 時より早くすることは可能ですか？

A 3 第 4 条第 2 項に記載のとおり、午前 6 時より前の作業開始は認められません。

Q 4 工事の途中で、選択した「作業時間の設定区分」を変更することはできますか？

A 4 原則として、工事着手から完了まで同一の区分で作業を行う必要があります（第 5 条第 2 項）。ただし、現場状況の変化等により、当初の区分では施工に支障があると認められる場合に限り、受発注者協議の上で変更することが可能です。

Q 5 早朝から作業を開始する場合、近隣住民への周知はどこまで行う必要がありますか？

A 5 第 4 条第 3 項に基づき、騒音の影響が想定される範囲の住民に対し、事前にチラシの配布や声掛け等を行い、理解を得るよう努めてください。また、工事中標示板（看板）に本制度を導入している旨と、作業時間を明記して周知を図ってください。

Q 6 近隣住民から苦情が来た場合はどうすればよいですか？

A 6 直ちに作業を中断し、状況を監督員に報告してください。第 4 条第 3 項に基づき、事前の周知徹底が必要ですが、解決が困難な場合は作業時間の再検討（通常的时间帯への復帰等）を協議してください。

Q 7 要領第 7 条の工事中標示板は、どのような記載になりますか？

A 7 工事中標示板の記載例は次のようなものです。

ご迷惑をおかけします	
香川県週休2日工事 (完全週休2日)	
草刈工事を行っています	
令和〇〇年〇月〇日まで 時間帯 0:00 ~ 0:00 熱中症対策として 暑い時間帯を避けて作業しています	
〇〇〇〇工事	
発注者	香川県〇〇土木事務所
	電話 000-000-0000
施工者	〇〇〇〇株式会社
	電話 000-000-0000